



平成 16 年 7 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 日 本 エ ス コ ン		
代 表 者 の	取 締 役 社 長	直 江 啓 文
役 職 氏 名		
(登録銘柄 コード番号 8892)		
連 絡 者 氏 名	情 報 管 理 室 長	稲 富 誠 一 郎
T E L (0 6) 4 7 9 0 - 1 7 8 0		

2009 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 7 月 13 日開催の取締役会において、2009 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社 債 の 名 称 株式会社日本エスコ 2009 年 7 月 30 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債 (以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という)
2. 本 社 債 の 発 行 価 額 本社債額面金額の 100% (各本社債額面金額 5,000,000 円)
3. 本 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額 無償とする。
4. 払 込 期 日 及 び 発 行 日 2004 年 7 月 30 日
5. 募 集 に 関 する 事 項
 - (1) 募 集 の 方 法 Daiwa Securities SMBC Europe Limited, London, Geneva Branch (以下「Daiwa Securities SMBC Europe」という。)の総額買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場 (但し、アメリカ合衆国を除く。)における募集。買付の申込は本新株予約権付社債の条件決定日の翌日の午前 8 時(日本時間)までに行われるものとする。なお、当社は Daiwa Securities SMBC Europe に対し、2004 年 7 月 23 日正午(スイス時間)までに当社に通知することにより、本社債額面金額合計額 5 億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与する。
 - (2) 発 行 価 格 (募 集 価 格) 本社債額面金額の 102.5%
6. 本 新 株 予 約 権 に 関 する 事 項
 - (1) 本 新 株 予 約 権 の 目 的 的 たる 株式の種類及び数 本新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を移転 (以下、当社普通株式の発行又は移転を、当社普通株式の「交付」という)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記記載の転換価額で除した数とする。行使により生じる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により 1 株の 100 分の 1 の整数倍の端株式が発生する場合には、商法に定める端株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
 当初転換価額
 本新株予約権の行使により交付すべき当社普通株式数を算出するための 1 株当りの金額 (以下「転換価額」という。)は、当初、当社取締役会の授権に基づき、当社の代表取締役社長が、上記 2.記載の本社債の発行価額、上記 3.記載の本新株予約権の発行価額その他の決議事項及び投資家の需要状況その他の市場動向を勘案し決定する。但し、当初の転換価額は、本新株予約権付社債の条件決定日において日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格の 103%を下回ってはならない。
 転換価額の調整
 転換価額は、当社が本新株予約権付社債発行後、当社普通株式の時価を

ご注意：この文書は、当社が 2009 年満期円貨建転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

下回る金額で新たに普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当り発行又は処分価額}}{\text{1株当り時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

(なお、「既発行株式数」には当社が自己株式として有する当社普通株式は含まない。)

また、転換価額は、株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付与されたものを含む。)の発行、その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社のストック・オーナー・プラン、インセンティブ・プランその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われぬ。

転換価額の下方修正

2005年9月2日(日本時間とし、以下「決定日」という。)までの日本証券業協会における各5連続取引日(当日を含む。)の当社普通株式の最終価格の平均値で1円未満を切り上げた金額が、当該決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合、転換価額は、2005年9月16日(日本時間とし、以下「効力発生日」という。)以降、上記により算出された金額(但し、算出の結果、決定日に有効な転換価額(上記と同様の調整に服する。)の80%未満となる場合、転換価額は決定日に有効な転換価額の80%に当る金額で1円未満を切り上げた金額とする。)に修正される。

- (2) 本新株予約権の総数 900個及び上記5.(1)記載の Daiwa Securities SMBC Europe の権利行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を5,000,000円で除した個数の合計数
- (3) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。
- (4) 本新株予約権の発行価額及びその行使時の払込金額の算定理由 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること、並びに、本社債の利率及び発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値と市場環境等を勘案した本新株予約権の価値を考慮し、その発行価額を無償とした。また、本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額とし、当初の転換価額は上記6.(1)記載のとおり決定された額とする。
- (5) 新株の発行価額中の資本組入額 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株当たりの資本組入額は、発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- (6) 行使請求期間 2004年8月6日から2009年7月16日のジュネーブ市における銀行営業終了時(スイス時間)まで。但し、下記7.(5)、若しくはのいずれかにより本社債が2009年7月16日以前に償還される場合は、当該償還日に先立つ5営業日目のジュネーブ市における銀行営業終了時(スイス時間)、また、当社が期限の利益を喪失した場合、期限の利益喪失時点までとする。上記いずれの場合も、2009年7月16日より後に本新株予約権を行使することはできない。
- (7) 行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (8) 代用払込に関する事項 本新株予約権を行使しようとする者の請求があるときには、その新株予約権が付せられた本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払込をなすべき全額の払込がなされたものとし、かつ本新株予約権が行使された際には、かかる請求がなされたものとみなす。
- (9) 消却事由及 該当なし。

ご注意：この文書は、当社が2009年満期円貨連転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

び 消 却 条 件

- (10) 行使によって交付された株式の配当起算日 本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金(商法第293条ノ5による金銭の分配)は、本新株予約権の効力発生日の属する配当計算期間(毎年12月31日及び6月30日にそれぞれ終了する6ヶ月間の期間をいう。)の始めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う

7. 本社債に関する事項

(1) 本 社 債 の 総 額 45億円及び上記5.(1)記載の Daiwa Securities SMBC Europe の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額

(2) 各 本 社 債 券 の 金 額 5,000,000円

(3) 本 社 債 の 利 率 本社債には利息は付さない。

(4) 満 期 償 還 2009年7月30日に、本社債額面金額の100%で償還する。

(5) 繰 上 償 還 130%コールオプション条項による繰上償還
2007年7月30日以降2009年7月29日までのいずれかの日に、日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格が、30連続取引日(終値のない日を除く。)にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額(上記6.(1)に定義される。)の130%以上であった場合、当社はその選択により、本新株予約権付社債の所持人に対して、当該30連続取引日の末日から15日以内に償還日から30日以上60日以内の事前の通知を行ったうえで、残存する本社債の全部(一部は不可。)を本社債額面金額で償還することができる。

株式交換・株式移転による繰上償還

当社は、当社が株式交換又は株式移転(以下「株式交換等」という)により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議しその結果当社普通株式が日本証券業協会において店頭登録株として取引されなくなりかつその時点において当社普通株式が上場されているいかなる日本の証券取引所からも上場廃止された場合、日本において適用のある法律(かかる法律の当局又は裁判所の解釈若しくは適用を考慮する。)に基づき法的かつ実務的に可能なときには、当社は、完全親会社となる会社をして後記社債買取、支払代理及び新株予約権行使代理契約の補足代理契約を締結させ、かつ、その当時未償還の各本新株予約権付社債所持人が、新株予約権行使期間中、本新株予約権を行使することができ、かつ株式交換等の効力発生の直前に本新株予約権の行使の請求を行ったとすれば受け取るべき数の当社普通株式を有する当社株主が株式交換等により受け取ることのできる種類及び数の株式並びにその他の有価証券及び資産をかかるとの請求により受け取ることが可能となる方法での取引を組成する最善の努力を尽くす。当社が最善の努力を尽くしたにもかかわらず、上記の方法で株式交換等を行うことができない場合、当社は、当該株式交換等の効力発生日以前に、30日以上60日以内の事前の本新株予約権付社債所持人に対する通知をし、残存する本社債の全部(一部は不可)を2004年7月30日以降下記に定める償還価額で償還することができる。

2004年7月30日から2005年7月29日まで	105%
2005年7月30日から2006年7月29日まで	104%
2006年7月30日から2007年7月29日まで	103%
2007年7月30日から2008年7月29日まで	102%
2008年7月30日から2009年7月29日まで	101%

ご注意：この文書は、当社が2009年満期円貨建転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

税制変更等による繰上償還

本社債に関する支払期日に際して、当社に下記(10)記載の特約に基づく追加支払の義務が既に生じていること、又は生じうることを当社が Daiwa Securities SMBC Europe に了解させた場合、当社は、いつでも、本新株予約権付社債の所持人に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をしたうえで、2004 年 7 月 30 日以降 2009 年 7 月 29 日までいつでも、本社債残高全額（一部は不可）を本社債額面金額で償還することができる。

本新株予約権付社債の所持人による繰上償還の請求

本新株予約権付社債の所持人は、2007 年 6 月 30 日から 2007 年 7 月 15 日までの間に、その所持する全部又は一部の本新株予約権付社債の新株予約権付社債券を償還権行使の請求書に付して Daiwa Securities SMBC Europe に提示することにより、2007 年 7 月 30 日に、本社債の額面金額の 100%で当該本社債を償還することを当社に対して請求できる。かかる償還を請求した本新株予約権付社債の所持人は、償還日の 5 営業日前の日の銀行営業終了時まで、本新株予約権を行使しない限り 償還日に本新株予約権を放棄したものとみなす。

(6) 買入消却

当社又は当社の子会社は、スイス中央銀行の規則に従って、いつでも本新株予約権付社債を Daiwa Securities SMBC Europe を介して買入れ、買入れた本新株予約権付社債を保有及び譲渡することができる。また、当社は、買入れた本新株予約権付社債を Daiwa Securities SMBC Europe に引き渡して消却することができる。かかる消却をする場合、消却された本新株予約権付社債に付せられた本新株予約権は同時に放棄される。

(7) 債務不履行等による強制償還

本社債の元金の支払遅滞、その他本新株予約権付社債の要項に記載の一定事由が発生し、Daiwa Securities SMBC Europe が本社債の期限の利益喪失を当社に通知した場合、当社は本社債残高全額を額面金額で、当該通知受領より 15 日後に、それ以前に当該事由が治癒されない限り 又は善意に基づく争いがある場合には、Daiwa Securities SMBC Europe が本新株予約権付社債の所持人のために合理的に要求する当該争いのある金額の支払いのために担保若しくは保証が提供されない限り 償還しなければならない。

(8) 社債券の様式

無記名式新株予約権付社債券

(9) 本社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行する。

(10) 財務上の特約

追加金の支払

本社債の元本及び額面超過金（もしあれば）は、日本の租税公課を源泉徴収することなく支払われる。もし、かかる源泉徴収が必要となった場合は、当社は一定の日本国非居住者又は外国法人である本新株予約権付社債の所持人の受領金額が新株予約権付社債券に記載された元本及び額面超過金（もしあれば）の額と等しくなるように追加額を支払う。

担保設定制限

本社債の存続期間中、当社は、当社により発行される現在又は将来の「外債」又は「外債」についての当社による保証につき、その所持人のための当社の現在又は将来の資産又は収入に質権、抵当権その他の担保を設定しない。但し、当該担保の利益が同時に本社債にも同比率で及ぶ場合、又は Daiwa Securities SMBC Europe が十分であると認める担保又は保証が本新株予約権の所持人のために提供される場合はこの限りではない。

上記における「外債」とは、ボンド、ディベンチャー又はノート（日本法上の社債に該当し、償還期間が1年を超えるものをいう。）により表章される債務で (a) () 日本円以外の通貨で表示されるもの、又は () 日本円で表示されその額面金額の過半が当社により若しくはその承諾を得て日本国外で募集又は販売されるもの及び(b)発行の際に日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはその他の類似の定評のある証券市場において上場又は値付けされるものをいう

8. 上場取引所

該当なし。

9. その他の事項

安定操作取引は行われない。

ご注意：この文書は、当社が 2009 年満期円貨建転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(ご参考)

1. 資金の用途

(1) 調達資金の用途

手取金概算額 4,460,000,000 円 (Daiwa Securities SMBC Europe の追加買取権が全額行使された場合には 4,960,000,000 円)については、当社の不動産関連業務受託事業の一部である不動産再生事業等において今後行われる予定の商業施設等の流動化等のための運転資金、ならびに分譲事業における事業用地取得資金等に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の発行に伴い調達した資金により、当社において収益性の高い事業となっております不動産再生事業等への運転資金として活かし、来期以降の業績向上に大いに寄与できるものと考えております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、経営基盤確保と株主資本利益率の向上に努めるとともに、安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の用途

内部留保金は、経営体質の充実ならびに今後の事業展開に役立てる所存であります。

(3) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 14 年 1 月期	平成 15 年 1 月期	平成 15 年 12 月期
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	93,135.52 円	90,904.22 円	48,351.52 円
1 株 当 たり 配 当 金	5,000 円	3,000 円	2,500 円
実 績 配 当 性 向	5.9%	3.1%	5.3%
株 主 資 本 利 益 率	26.4%	36.5%	15.8%
株 主 資 本 配 当 率	1.51%	1.20%	0.79%

(注) 各決算期の株主資本利益率は、当該決算期間の当期利益を株主資本 (当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均) で除した数値です。

各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当金総額を株主資本 (当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均) で除した数値です。

平成 14 年 6 月 20 日付で 1:2 の株式分割を実施しております。

平成 16 年 2 月 20 日付で 1:3 の株式分割を実施しております。

3. その他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。

なお、当社はストックオプション制度を採用しており旧商法第 280 条ノ 19 第 1 項並びに商法第 280 条ノ 20 及び商法第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権 (新株引受権) の目的となる株式の数、発行価格、資本組入額及び権利行使期間は次の通りであります。

	平成 16 年 7 月 12 日現在	
株主総会の特別決議日	平成 13 年 4 月 26 日	平成 16 年 3 月 26 日
新株予約権の目的となる株式の数	1,208 株	未定(注)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入れ額	発行価格 38,334 円 資本組入額 19,167 円	未定(注)
新株予約権の行使期間	平成 15 年 8 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日

(注)平成 16 年 3 月 26 日の株主総会特別決議により、新株予約権の目的となる株式の数は 2,500 株を上限としておりますが、具体的な数、新株予約権の行使時の払込金額及び資本組入額については今後決定する予定であります。

ご注意：この文書は、当社が 2009 年満期円貨建転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

・日本証券業協会への登録に伴う新株式発行及び売出し

発行日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成13年8月30日	223,125千円	896,955千円	951,175千円

(注)平成13年8月30日付で当社株式の日本証券業協会への登録に伴い、公募増資による新株式発行及び売出し(発行株式数750株、発行価額595,000円、資本組入額297,500円)を実施しております。

2007年12月21日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債

発行日	発行総額	新株予約権の行使時の払込金額
平成15年12月22日	2,500,000千円	256,250円

転換率:99.8%(平成16年7月12日現在)

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成14年1月期	平成15年1月期	平成15年12月期	平成16年12月期
始 値		1,510,000円	398,000円	259,000円
高 値	2,300,000円	1,590,000円 640,000円	1,010,000円 286,000円	710,000円
安 値	800,000円	1,190,000円 370,000円	280,000円 252,000円	259,000円
終 値	1,500,000円	400,000円	257,000円	592,000円
株価収益率	16.1倍	4.4倍	5.3倍	

(注)平成13年8月30日付で当社株式の日本証券業協会への登録に伴い、公募増資による新株式発行及び売出し(発行株式数750株、発行価額595,000円、資本組入額297,500円)を実施しております。

平成14年6月20日付で1:2の株式分割を実施しております。

平成15年1月期及び平成15年12月期において印が付された株価は、株式分割の権利落後の株価を表示しています。

平成16年2月20日付で1:3の株式分割を実施しております。

平成16年12月期の株価については、平成16年7月12日現在で表示しております。

株価収益率は、決算期末の株価(最終価格)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値です。

(4) その他

該当事項はありません。

以上